

## 小金井市立保育園の今後の運営に係る保護者説明会 【資料の説明】

それでは次第の 3 について、資料に基づき説明させていただきます。

本日の説明では、方針案からの修正点など、要点を絞って説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

資料 1 「小金井市立保育園の在り方に関する方針」をご覧ください。

この資料 1 では修正点が分かりやすいように下線を引いてありますので、こちらをご覧いただきたいと思います。なお、資料 1 は公立保育園保護者の皆さんに 8 月にコードモンで配信した方針と内容は同じものとなります。

それでは主な修正点についてご説明いたします。資料 1 をご覧ください。

まず表紙の次のページ、「策定に当たって」をご覧ください。

こちらは市長の言葉になりますが、この後半の下線部分について、説明会などを踏まえて修正いたしました。

次のページの「目次」をご覧ください。

こちらは目次を新たに追記いたしました。

次に 2 ページをご覧ください。

ページの上のほうの下線部分です、保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保の段落に、市の保育事業に係る予算についての記載を追記いたしました。

次に 3 ページをご覧ください。

ページの下のほうの下線部分です。保育定員の見直しに当たっては、市の保育園の定員などを定めた計画である「のびゆくこどもプラン小金井」も踏まえていること、在園児のきょうだい入園への影響を考慮したことを追記いたしました。

次に 4 ページをご覧ください。

保育定員の見直しという表の下線部分ですが、在園児のきょうだい入園への影響を考慮し、特に令和 8 年度と令和 9 年度の 1 歳クラスの募集数が案の時よりも増えるように修正したものです。

表の下、※の部分は、各園のクラス編成が変更となる年度についての記載を追記いたしました。

この保育定員については、このあと別の資料で説明をいたします。

次に 6 ページをご覧ください。

表の部分ですが、子育て支援拠点を表す円について、公立保育園を中心とした円と児童館・こども家庭センターを中心とした円を区別できるよう修正いたしました。

次に 7 ページをご覧ください。

ページの中段の下線部分ですが、閉園していく 2 園の職員配置についての記載を追記いたしました。併せて下の表は、市立保育園の 4 つの役割を担当する職員体制についての表を追記いたしました。

次に 8 ページをご覧ください。

ページの中段の下線部分ですが、在園児のきょうだいの入所申し込み時の入所指數

についての優遇措置の記載を追記いたしました。

この入所指數については、このあと別の資料で説明をいたします。

ページの下のほうの下線部分ですが、取り組みの考え方などを追記いたしました。

次に 11 ページをご覧ください。

ページの上のほうの下線部分ですが、緊急時の対応についての記載を追記いたしました。

方針の主な修正点については以上となります。

資料 2 「小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）からの主な修正点」をご覧ください。こちらの資料は、今説明いたしました方針案からの主な修正点を一覧にまとめて記載しています。

続けて、先ほど申し上げました保育定員と入所指數の部分を別の資料をご覧いただきながら説明いたします。

資料 3 「小金井市立保育園の在り方に関する方針 保育定員の見直し【R8】の修正内容」をご覧ください。

こちらは、方針案から大きく修正しました、わかたけ保育園・小金井保育園・けやき保育園の保育定員の見直しについての説明資料として作成いたしました。方針では、説明会などでの在園保護者の皆さんからの意見を踏まえて、令和 8 年度、令和 9 年度において 1 歳児クラスの空き枠が増えるよう修正いたしました。

資料の 1 枚目をご覧ください。

令和 8 年度の定員の空き枠について、方針案の場合の定員の空き枠と、修正した方針の場合の定員の空き枠がどう変わったかが見える資料としています。

わかたけ保育園の部分をご覧ください。太字になっている部分が、修正後の方針の定員と、それに基づく空き枠になっています。

当初方針案では、わかたけ保育園は 1 歳の空き枠は 1 人のところ、修正後の方針では 3 人となっています。

この空き枠ですが、実際に何人の募集となるかは、下の学年から進級する在籍児童の人数により変わりますので、ご注意ください。

以下、小金井保育園、けやき保育園の場合も同様となります。

資料の 2 枚目は、同様の考え方による令和 9 年度の定員の空き枠について記載しています。

次に資料 4 「令和 8 年度入所 利用調整基準の変更点」をご覧ください。

こちらは、在園児のきょうだいの入所申し込み時の入所指數についての優遇措置についてまとめた資料となります。

資料の 1 枚目をご覧ください。

令和 8 年度入所に向けた変更点をまとめています。

上から順に説明いたします。

まず、転園希望の調整指數▲10 を適用除外とする条件の拡大です。

こちらは、くりのみ保育園とさくら保育園からの転園申請に適用しないとしていたものですが、施設の条件を市立保育園全体に拡大したものです。

次に、きょうだい転園希望の調整指数+10の新設です。

こちらはきょうだいが在籍する別施設のみを入所希望保育施設とした転園申請に對して加点する調整指数を新たに設けたものです。

次に、特例申請の調整指数+5の適用する条件の拡大です。

こちらは、くりのみ保育園とさくら保育園を利用して、別園に転園を希望する場合に加点していたものですが、施設の条件を市立保育園全体に拡大したものです。

次に、優先項目の新設です。

こちらは、きょうだいがくりのみ保育園またはさくら保育園に在籍している場合に適用する優先項目2を新たに設けたものです。

利用調整の基準の全体は、資料の2枚目として、入所案内に記載した内容をお配りしていますので、併せてご覧ください。

次に資料5「令和8年度入所に係る調整指数・優先項目の加点例」をご覧ください。

今申し上げました利用調整基準の変更点ですが、どのようなケースでどのように適用となるか、すべてのケースではありませんが、いくつかのケースを例に示した資料となります。

資料の1枚目をご覧ください。

資料の一番上の部分が、きょうだいのお子さんの状況を表しています

きょうだい（上）、きょうだい（下）という部分です。

そして、その下に、この状況において想定されるケースとして3つ、それぞれA B Cとして、どのように利用調整の基準が適用となるかを記載しています。

Aの場合は、どこにも在園していない下のお子さんが、くりのみ・さくら以外の保育園の入園を希望した場合の、調整指数・優先項目の適用について表しています。

以下、B・Cと場合に応じた調整指数・優先項目の適用について表しています。

資料5の次のページ以降、同じように資料の上のほうにきょうだいのお子さんの状況を示して、その下に場合に応じた調整指数・優先項目の適用について表しています。

次に資料6「小金井市立保育園の在り方に関する方針に係る正規職員体制について」をご覧ください。

こちらは、9月の市議会に提出した資料となります、方針に基づく職員体制についてご理解いただく資料として、参考に配布させていただきました。

内容ですが、方針に基づき配置する正規職員数について、各園ごと、職種ごと、役割対応ごとに分けて、保育定員の減員が終了となる令和14年度までを表にまとめたものとなります。

資料の説明は以上となります。

今後の取組の予定ですが、くりのみ保育園とさくら保育園では、既に始めさせていただいている、保護者と保育園と保育課の三者での懇談会を実施していくことで、子どもたちにとってより良い保育となるよう取り組みを進めていきたいと考えています。

わかたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園では、懇談会などを通じて定員が少なくなっていく中での保育について、お話していきたいと考えています。

また、令和 11 年度に年齢別保育から異年齢保育へと変更する予定の小金井保育園では、異年齢保育への変更についての説明も段階的に行っていきたいと考えています。

施設の維持管理や跡地利用については、今後序内で検討を進めていきます。進ちょくについては、公立保育園運営協議会でも報告し、園を通じて、保護者の皆様にお知らせもしていきたいと考えています。

次第 3 の説明は以上となります。